

天理市公告第14号

令和7年度 天理市予防接種の実施について

予防接種を次の通り行いますので、予防接種法施行令第4条及び5条の規定により公告します。

令和7年4月1日

天理市長 並河 健

- 1 予防接種実施場所
委託医療機関
- 2 予防接種期日
実施医療機関の定めた日
- 3 定期予防接種と実施方法
(A類)

| 対象疾病 | ワクチン | 対象者 |
|-----------------------------------|--|--|
| ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ) Hib感染症 | 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン (DPT-IPV - Hib) | 1期: 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加: 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく) |
| ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ) | 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン (DPT-IPV) 又は 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (DPT) 又は 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT) 又は 不活化ポリオワクチン (IPV) | 1期: 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加: 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく) |
| | 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT) | 2期: 11歳から13歳未満の者 |

| | | |
|--|---|--|
| 麻しん・風しん | 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (MR) 又は乾燥弱毒生麻しんワクチン (M) 又は乾燥性弱毒生風しんワクチン (R) | 1期: 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期: 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者 |
| <p>※ 麻疹・風疹のいずれかに罹患した場合も、乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチン(MR)又は乾燥弱毒生麻疹ワクチン(M)又は乾燥弱毒生風疹ワクチン(R)を使用することを可能する。</p> <p>※ 規則第2条の8第4号に該当するものとして、下記の対象者を令和7年4月1日から令和9年3月31日まで定期接種として実施する。</p> <p>第1期: 令和6年度中に生後24月に達する又は達した者(令和4年4月2日生まれから令和5年4月1日生まれのもの)で麻しん・風しん混合ワクチンの偏在が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったもの</p> <p>第2期: 令和6年度における第2期の対象者(平成30年4月2日生まれから平成31年4月1日生まれまで)で麻しん・風しん混合ワクチンの偏在が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったもの</p> <p>風しん第5期: 昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であつ、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチン接種ができなかったもの</p> | | |
| 日本脳炎 | 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン | 1期: 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 1期追加: 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回(2回)終了後、6月以上(標準的には概ね1年)おく) 2期: 9歳以上13歳未満の者 |
| <p>予防接種実施規則(昭和33年厚生労働省令第27号)附則第3条第1項に規定する特例対象者(平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者:平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって1期、2期の接種が行われていない可能性がある者)も日本脳炎の予防接種の定期の対象者とする。ただし、2期接種は、9歳以上の者に対して、1期終了後6日以上の間隔をおいて行うものとする。</p> <p>予防接種実施規則(昭和33年厚生労働省令第27号)附則第2条第1項に規定する対象者(平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに、日本脳炎の1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある者)も日本脳炎の予防接種の不足している回数を、9歳以上13歳未満において定期の対象者とする。</p> | | |
| 結核 | BCGワクチン | 生後12月に至るまでの間にある者 |
| Hib感染症 | 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 |

| | | |
|--|--|---|
| 小児の肺炎球菌感染症 | 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 |
| ヒトパピローマウイルス感染症 | 組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン | 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間の女子 |
| ※ヒトパピローマウイルス感染症のキャッチアップ接種の経過措置として、平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回でも接種履歴がある人を対象に、令和8年3月31日まで定期接種として実施する。 | | |
| 水痘 | 乾燥弱毒生水痘ワクチン | 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者 |
| B型肝炎 | 組換え沈降B型肝炎ワクチン | 平成28年4月1日以降に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者 |
| ロタウイルス(令和2年10月1日から施行) | 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は五価経口弱毒生ロタワクチン | 令和2年8月1日以降に生まれた、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者、五価経口弱毒生ロタワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者 |

尚、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹ワクチンに係る定期接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間で、次の各号に掲げるものを除き予防接種を受けることができます。

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ乾燥ヘモフィルスb型混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間
- (2) 結核については、4歳に達するまでの間
- (3) Hib感染症については、10歳に達するまでの間
- (4) 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間

(B類)

| 対象疾病 | ワクチン | 対象者 |
|--------------|---------------------------|---|
| 季節性インフルエンザ | インフルエンザHAワクチン | ① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 |
| 高齢者の肺炎球菌感染症 | 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン | ① 65歳の者（65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで） ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 新型コロナウイルスワクチン | ① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 |
| 高齢者の带状疱疹ワクチン | 乾燥弱毒生ワクチン又は乾燥組み換え带状疱疹ワクチン | ① 65歳の者 <令和7年度の対象者> <u>65歳：昭和35年4月2日生～昭和36年4月1日生の者</u> <u>70歳：昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生の者</u> <u>75歳：昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生の者</u> <u>80歳：昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生の者</u> <u>85歳：昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生の者</u> <u>90歳：昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生の者</u> <u>95歳：昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生の者</u> <u>100歳以上：大正15年4月1日生以前の者</u> 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可 |

| | | |
|--|--|-----------------------------------|
| | | 能な程度の障害を有する者（免疫機能の障害で身体障害者手帳1級相当） |
|--|--|-----------------------------------|

4 接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不相当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることがあきらかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他医師が不相当と認める者

5 接種費用（自己負担金）

- A類
- 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
 - 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

- B類
- 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合一部自己負担を徴収する。尚、生活保護受給者のみ無料とする。

<自己負担金内訳>

| | |
|-------------------|-------------------|
| 季節性インフルエンザ | 1,500円 |
| 高齢者の肺炎球菌感染症 | 2,500円 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 2,500円（※変更の可能性あり） |
| 帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン） | 7,000円 |
| 帯状疱疹ワクチン（生ワクチン） | 2,500円 |

- 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関で接種する場合は全額自己負担とし天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

以上